

健康保険被扶養者異動届

住所・電話番号変更届

三菱製鋼健康保険組合理事長 殿

理事長	常務理事	事務長	係員	受付

被保険者証	記号	番号	事業所
フリガナ			所属部 G
被保険者氏名	印	生年月日	昭和 平成 年 月 日生
住所・電話番号	〒 電話番号 () -		

異動の区分 何れかに○	フリガナ	生 年 月 日	性別	続柄 (妻、長男、 二女 等)	被扶養者の 年間収入	異動の理由(出生・死亡・就職等) および異動の年月日
	被扶養者氏名					
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	
扶養増		昭・平・令	男		有・無	令和 年 月 日
扶養減		年 月 日生	女		万円	

【添付書類および注意事項】

1. 被扶養者(増)の場合は、被保険者と同一世帯、生計維持関係が証明できる次の公的書類(何れも原本)を添付のこと。

- ①配偶者：・住民票(被保険者との続柄が記載のもの)、配偶者の戸籍抄本(住民票に続柄が記載されていれば不要)
(外国人の場合:登録原票記載事項証明書)
・非課税(課税)証明書または雇用保険受給資格者証(受給終了のもの。但し基本手当日額3611円以下の方は認定とします。)
・雇用通知(契約)書等で雇入日から将来に渡り年間収入が原則130万円以下と判断できる書類。
・国民年金第3号被保険者資格取得届、年金手帳(基礎年金番号が記載されているページのコピー可)
※疾病等により雇用保険の受給期間延長を申出ている方は、雇用保険受給期間延長通知書および離職票2枚を上記の雇用保険受給資格者証に替えて添付のこと。
- ②子：・住民票(被保険者との続柄が記載のもの)、子の戸籍抄本(住民票に続柄が記載されていれば不要)
・在学証明書(18歳以上の大学生・予備校生、ただし高校生以下は不要)
- ③(義)父母：・住民票(被保険者との続柄が記載のもの)、被保険者または配偶者の戸籍抄本(住民票に続柄が記載されていれば不要)
・非課税(課税)証明書、年金裁定ハガキ(国民年金・遺族年金・障害年金・恩給などの全て直近のものでコピー可)
・仕送り証明書(世帯が別の方は年間仕送り額が分かる金融機関等の証明書、同一世帯の方は不要)

2. 被扶養者(減)の場合は、本異動届と同時に保険証(被扶養者用)を添付のこと。

3. その他：原則として、被保険者がその家族の生計を「主として維持している」実態がない場合は、被扶養者認定は出来ません。上記に該当しない場合は、扶養状況に応じて追加書類が必要となりますので、事業主(健保組合)担当者に確認のうえ本異動届に添付し提出して下さい。審査後、認定可否の連絡をします。

※健保組合 入力欄	入力	保険証 枚
--------------	----	----------